# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

**更新日：令和6年1月31日**

【優先順位の考え方】※優先順位は案件終了に伴い、適宜、繰り上げ等の見直しを図る
○優先順位1
・許認可が遅れることで外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が定まっている申請
・許認可が遅れることで施設中長期計画に影響がある申請案件
・廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請
○優先順位2
・外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が現時点で定まっていない申請
○優先順位3
・上記以外の申請

**優先順位1**

| No | 拠点 | 申請 | 内容 | 令和5年度 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 令和6年度 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 申請（予定）日 | 許認可期限 | 許認可期限の理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 原科研 | 使用変更許可申請 | ・放射性廃棄物処理場　施設・設備・機器名称を原子炉施設と整合、液体廃棄施設の使用停止の追加及び障害対策書、安全対策書の内容を添付書類に移行<br>・バックエンド研究施設　グローブボックス（液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備）の撤去に関する変更<br>・タンデム加速器建家　軽イオンターゲット室の標的真空槽1台、代理反応測定散乱槽用標的真空槽1台及び同位体分離機用イオン源をイオン源収納箱に収納するための遠隔操作機構の削除に係る変更<br>・第4研究棟　取扱設備・機器の追加、使用目的変更等の研究ニーズに対応するための変更<br>・JRR-3実験利用棟（第2棟）　実験室への核燃料物質保管庫の設置<br>・JRR-4　使用済燃料の処分の方法の変更<br>・共通編　放射性廃棄物処理場の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更 | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | | | | | | | 令和6年3月 | 令和6年7月 | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.10）取得後に見直す。<br>★【処理場】<br>・原子炉施設の新規制基準に係る使用前確認完了時期（令和6年度末）までに原子炉設置変更許可等における試験炉の新規制基準対応に係る変更を速やかに使用施設に反映し、その後保安規定を申請するため令和6年12月を希望する。<br>【バックエンド研究施設】<br>・R6年度中に撤去を予定しているため、令和6年９月を希望する。<br>【タンデム加速器建家】<br>・R6年度中に軽イオンターゲット室での新規実験のための整備を開始するため、令和6年９月を希望する。<br>【第4研究棟】<br>・R6年度中に追加する装置を用いて試験を行う予定のため、令和6年7月を希望する。<br>【JRR-3実験利用棟（第2棟）】<br>・実験室での核燃料物質を用いた試験に使用するため、令和6年10月を希望する。<br>【JRR-4】<br>・ウランコンバータをDOEに搬出するため、令和６年10月を希望する。 |
| 2 | 人形峠 | 廃止措置計画変更認可申請 | UF6の譲渡し先が決定したこと、及びUF6譲渡しに用いる設備設置のため変更認可申請を行う。<br>・新たに設置する施設、設備に関わる設計の基本方針を記載<br>・使用施設から加工施設への核燃料物質の譲り渡しを記載<br>・記載の適正化 | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | | | | | | | 令和6年2月 | 令和6年8月 | ・新たに設置する施設、設備に関わる設計の基本方針を詳細設計に反映するため。<br>・設工認相当の廃止措置計画変更認可申請をできるだけ早期に行い、施設、設備の製作、据付、試運転、核燃料物質の原子力事業者への譲渡しを進め、廃止措置計画の全体工程（2040年までに終了）を遵守するため。 |

記号：●実績、○予定
グレー網掛け：終了案件

# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

**優先順位2**

| No | 拠点 | 申請 | 内容 | 令和5年度 | | | | | | | | | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | 申請（予定）日 | 許認可希望時期 | 許認可希望時期に関する補足情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| 3 | 原科研 | 保安規定変更認可申請 | ・アスファルト固化装置停止に伴う対応等（処理場）<br>・保管廃棄施設の保管能力の明確化<br>・放射性廃棄物でない廃棄物（NR)の管理方法の追加<br>・使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員の指名対象者の見直し | | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | | | | | | 令和6年2月 | 令和6年5月 | ★【処理場】<br>アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、令和6年度中に運用を開始するため、認可取得時期として令和6年5月を希望する。<br>★【処理場】<br>解体分別保管棟の保管室で保管していた特定核燃料物質を含む保管体を原子力科学研究所北地区の廃棄物保管棟・Ⅰ、Ⅱに移動しており、核物質防護区域の解除を行う。今後、解体分別保管棟の保管室において、核物質防護区域の区分に達しないよう放射性廃棄物の管理を行うことを明確化するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年5月とする。<br>【全般（NR追加）】所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を実施するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年5月とする。<br>使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員の指名対象者を見直し、再雇用者の人事を活用する。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年5月とする。 |
| 4 | 原科研 | 使用変更許可申請 | ・J-PARC アクセス道路の設置に伴う被ばく評価等の変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | 申請時期を踏まえ記載予定 | 国道から構内J-PARCへのアクセス道路を新設し、新設道路に沿って周辺監視区域を変更するため、関連する記載の変更を行う。隣接する日本原子力発電（株）が周辺監視区域境界で線量評価していることから変更について了承が得られ次第、工事時期の確認のうえ申請を予定している。 |

記号：●実績、○予定
グレー網掛け：終了案件

# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

**優先順位3**

| No | 拠点 | 申請 | 内容 | 令和5年度 | | | | | | | | | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | 申請（予定）日 | 許認可希望時期 | 申請に関する補足情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| 5 | 大洗研（北） | 使用変更許可申請 | 【燃料研究棟】<br>・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編）<br>【JMTR】<br>・液体廃棄施設に係る本文の適正化（JMTR編）<br>・AGF廃液配管撤去に伴い、液体廃棄物排水系統概略図からAGFの配管等の削除及びJMTRタンクヤードのバルブへの閉止板の設置(JMTR編) | | | | ●申請 | | | | | | | ○補正 | | | | | | | | | | | | | | 令和5年7月31日<br>面談後に補正予定 | - | 【JMTR】<br>・本許可取得後（No.5）、保安規定変更申請（No.11）、閉止板設置に係る使用前確認申請を予定。<br>・2重規制施設であるため、試験炉班と調整し、許可後に廃止措置計画の変更を行う。 |
| 6 | 原科研 | 保安規定変更認可申請 | ・使用変更許可申請の反映（BECKY）<br>・維持管理する設備に係る変更（NSRR） | | | | | | | | ●申請 | | ●認可 | | | | | | | | | | | | | | | 令和5年11月９日 | 令和6年1月23日認可 | 【BECKY】<br>（認可後に実施するグローブボックスの解体撤去について、本年度中の完了を目指しており、令和6年2月までに認可を希望する。） |
| 7 | 大洗研（南） | 保安規定変更認可申請 | ・核燃料物質で汚染された物の取扱いに関する記載の拡充等（FMF及びAGF） | | | | | | ●申請 | | | | ●補正 ●認可 | | | | | | | | | | | | | | | 令和5年9月29日<br>令和6年1月5日補正 | 令和6年1月23日認可 | 令和5年5月29日に許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書（福島第一原子力発電所（1F）の汚染水の分析の追加に係る変更（AGF及びFMFに係る試験を行う汚染物の「臨界管理」、「保管」等の追加））及び令和4年6月16日に許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書（核燃料物質の使用等が終了した設備に係る変更（AGFに係る廃液処理装置及びグローブボックス等の記載の削除））との整合を図るため、申請する。 |
| 8 | 大洗研（南） | 使用変更許可申請 | ・TMI-2試料の受入れに係る変更（FMF、AGF）<br>・廃止措置準備に伴う設備の解体撤去に係る変更（AGF、MMF-2） | | | | | | | | | | ●申請 | | | | | | | | | | | | | | | 令和6年1月5日申請 | - | FMF及びAGFにおけるTMI-2燃料デブリの分析に関する記載事項の変更並びにAGF及びMMF-2において使用を終了した設備に関する記載の削除を行う。 |
| 9 | 核サ研 | 使用変更許可申請 | ・Pu-1　使用の目的及び方法への燃料棒の解体に係る追加<br>・Pu-2　残存核燃料物質封入棒集合体の加工・組立の終了に伴い、加工工程に係る記載の変更及びウラン封入棒の解体を行うための変更<br>・Pu-2　加工工程設備を解体・撤去する設備へ変更<br>・第３U貯　使用の方法に、集合体形状の核燃料物質の追加（ブランケット集合体の貯蔵の追加）<br>・再処理保全区域の変更に伴い第Ⅰ－3図周辺監視区域を変更 | | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | | | | | 令和6年2月予定 | - | 廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請であるが、計画に対し十分に猶予をもって申請するため、優先順位３としている。<br>再処理施設保安規定の変更認可（R5.1.18申請、R5.5.29認可）のうち、再処理保全区域の変更に伴い、第Ⅰ－3図周辺監視区域を変更する。 |
| 10 | 原科研 | 使用変更許可申請 | ・高度環境分析研究棟　核燃料物質の化学形の追加、新たな使用室を追加、核燃料物質の取扱い方法の追加<br>・廃棄物安全試験施設　セルの使用の方法に検出器等の特性試験及びグローブボックスの使用の方法に電気化学試験の追加<br>・共通編　廃棄物安全試験施設及び高度環境分析研究棟の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更 | | | | | | | | | ●申請 | | | | | | | | | | | | | | | | 令和5年12月15日<br>面談後に補正予定 | 令和6年3月 | 【高度環境分析研究棟】<br>（新たな研究計画を令和５年度中に開始するため令和6年3月上旬の許可を希望する。）<br>【廃棄物安全試験施設】<br>（新たな研究計画を令和５年度中に開始するため令和6年3月の許可を希望する。） |
| 11 | 大洗研（北） | 保安規定変更認可申請 | 放射性廃棄物でない廃棄物（NR)の管理方法の記載の見直し<br>【燃料研究棟】<br>・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編）<br>・別表第5について燃料材料開発部の文書体系の見直しに伴う変更<br>【JMTR】<br>・AGF廃液配管撤去に伴い、大洗研南地区（AGF）からの液体廃棄物の受け入れに係る記載を削除（廃棄物移送設備の管理編） | | | | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | | | -<br>許可取得後に申請予定 | - | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.5）取得後に見直す。 |
| 12 | 核サ研 | 使用変更許可申請 | ・CPF　第二PWSFへプルトニウム系固体廃棄物を運搬する旨の追加<br>・第二PWSF　CPFからプルトニウム系固体廃棄物の受入に伴う変更<br>・Pu-2　解体・撤去が完了した設備の削除 | | | | | | | | | | | | | | | ○申請 | | | | | | | | | | -<br>許可取得後に申請予定 | - | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.9）取得後に見直す。<br>CPFはプルトニウム系固体廃棄物を出す側、第二PWSFはプルトニウム系固体廃棄物を受ける側として一連の使用変更許可申請を行う。<br>No9で予定しているPu-2の解体・撤去が本申請時期には完了する予定のため、本申請に盛り込む。 |
| 13 | 核サ研 | 保安規定変更認可申請 | ・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し<br>・J棟、M棟　平面図の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | 12月19日許可に伴う変更 |
| 14 | 核サ研 | 保安規定変更認可申請 | ・使用変更許可（No.9）の保安規定への反映<br>・当直長の日勤業務の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.9）取得後及び保安規定変更認可（No.13）取得後に見直す。<br>廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請であるが、計画に対し十分に猶予をもって申請するため、優先順位３としている。 |
| 15 | 原科研 | 保安規定変更認可申請 | ・原電の防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更（第5回） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | ★日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。 |
| 16 | 大洗研（南） | 使用変更許可申請 | ・RI製造に伴う記載変更及びGBの追加（FMF） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.8）取得後に見直す。<br>「常陽」におけるRI製造に関する記載事項の変更及びRI製造で必要な設備であるGBの追加を行う。 |

記号：●実績、〇予定

グレー網掛け：終了案件

# 許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17 | 大洗研（北） | 使用変更許可申請 | ・現場と許可書記載内容の整合<br>・ホットラボ施設の廃止に向け、使用しない機器を「使用を停止した維持管理中の設備」へ変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | 申請（予定）日については、使用変更許可（No.5）取得後に見直す。 |
| 18 | 大洗研（南） | 保安規定変更認可申請 | ・TMI-2燃料デブリ分析に係る見直し<br>・使用を終了した設備に係る記載の見直し<br>・保管廃棄施設の追加<br>・気体廃棄物に係る記載の見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 調整中 | - | 使用変更許可（No.8）に伴う変更であり、申請（予定）日については、使用変更許可（No.8）取得後に見直す。 |

記号：●実績、〇予定

グレー網掛け：終了案件